

第三十一次国会 衆議院 商工委員會議録

第三十三号

(三八五)

昭和三十四年三月二十日(金曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小平 久雄君

理事中村 幸八君 理事南 好雄君

理事加藤 鐵造君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

赤澤 正道君 新井 京太郎君

岡本 茂君 鹿野 彦吉君

坂田 英一君 關谷 勝利君

中井 一夫君 渡邊 本治君

板川 正吾君 今村 等君

内海 清君 小林 正美君

鈴木 一君 水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 中川 俊思君

通商産業事務官 樋詰 誠明君

(石炭局長) 特許庁長官 井上 尙一君

委員外の出席者

通商産業事務官 伊藤 繁樹君

(特許庁総務部長) 荒玉 義人君

通商産業事務官 荒玉 義人君

(特許庁総務部長) 改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

改正調査審議室

一(一)号(参議院送付)

意匠法案(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

意匠法施行法案(内閣提出第一一三

号)(参議院送付)

商標法案(内閣提出第一五八号)(参

議院送付)

商標法施行法案(内閣提出第一五九

号)(参議院送付)

特許法等の施行に伴う関係法令の整

理に関する法律案(内閣提出第一六

〇号)(参議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五七号)(参議院送付)

特許法案(内閣提出第一〇八号)(参

議院送付)

特許法施行法案(内閣提出第一〇九

号)(参議院送付)

〇長谷川委員長 これより会議を開き

ます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を

改正する法律案を議題とし、審査を進

めます。

この際お諮りをいたします。本案に

ついての質疑を終局するに御異議はあ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇長谷川委員長 御異議なしと認め、

そのように決めます。

次に本案の討論に入るのであります

が、通告がありませんのでこれを行わ

ず、直ちに採決をいたしたいと思いま

すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇長谷川委員長 御異議なしと認め、

そのように決めます。

採決をいたします。本案を原案の通

り可決するに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔総員起立〕

〇長谷川委員長 起立総員。よって本

案は原案の通り可決いたしました。

次に、自由民主党及び日本社会党共

同提案にかかる附帯決議を付すべしと

の動議が提出されておりますので、ま

ずこの趣旨の説明を求めます。渡邊本

治君。

〇渡邊(本)委員 ただいま可決されま

した石炭鉱業合理化臨時措置法の一部

を改正する法律案に対して、自由民主

党、日本社会党を代表して附帯決議案

を提出いたします。先づその案文を朗

読いたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部

を改正する法律案に対する附帯決

議

政府は、本法の施行にあたり、特

に次の諸点について適切な措置を講

ずべきである。

一、石炭需給の安定を図るため、需

給調整機構を確立する等、速やか

に抜本的方策を講ずること。

二、離職労働者の就業対策につい

て、総合的、計画的な施策を樹

て、万遺憾なきを期すること。

なお、この一環として、中央並

びに地方に石炭鉱業離職者対策協

議会を設置すること。

三、離職労働者対策事業の実施にあ

たっては、地方自治体の財政負担

を極力軽減せしめるよう措置する

とともに、離職者の吸収に、最も

適切、有効な鉱害復旧事業の拡大

について特段の考慮を払うこと。

四、離職労働者の退職金(労働協

約、就業規則等において定めある

もの)については、未払賃金に準

じ、石炭鉱業整備事業団の炭鉱買

収代金より弁済が受けられるよう

措置すること。

以上でございます。

本決議案の趣旨につきましては、各

委員の質疑を通じて明らかにされ

そうとするものでございます。

まずお伺いをいたしますことは、これらの法案が参議院を通過するに当たりまして、三項目にわたる附帯決議が付せられたことについてであります。すなわち、わが国現在におきまして、裁判所における裁判が、数年かかってもなお結論を得ることができないという、いかにもこの世のものとも思えぬような遅々たる進行ぶりに対しまして、国民より峻厳なる批判があるのをごさいます。同様に特許庁における特許その他の問題に関する審査、審判、登録等の手続がおくれ、日進月歩の現状に適合しないという非難もまた多いわけてきたところでありまして、今回四十年ぶりで特許法その他について根本的な革新をせられることになったのでありますが、法律のみ革新されても、その法律を運用するところの方面がよろしきを得なければ、大革新も何らの意味をなさぬと思うのであります。この点につきまして参議院はこの法案を決定するに当って「一、審査、審判の促進に努め、特に滞積せる未処分の出願を一掃するため画期的方途を講ずること。二、審査官、審判官の増員を行い、併せてその待遇を速やかに改善し、有能なる人材の確保に遺憾なきを期すること。三、設備、資料、備品等を充実するとともに、執務環境の改善及び執務能率の向上をはかること」という三項目の附帯決議をされておるのであります。これはまことに至当な決議でありまして、通産省としては虚心たんかいにこの決議に聞いて、かつこれを實現するの誠意を示さるべきものだと思つております。この点につきまして政府の御所見を承わりたい。

い。ことにこの点につきましては、特許庁の機構、人員、それらの状況が、異常なる進歩発達をしつつあるわが国経済の現状に対して、従来きわめて間に合わなかったというのを考えるのです。来年度の特許庁関係の予算に見合つて御説明がいたしたいのであります。

○中川(俊)政府委員 御指摘の点につきましてははまことに遺憾にたえない次第であります。特許の出願に伴いますいろいろな商標であるとか、意匠であるとかというような出願の件数が、逐年増加をいたしておりますことは御承知の通りでございます。従いまして特許庁といたしましてはできるだけ審査官を増員いたしまして、そうして機構の拡充をはかつて各方面からの御要望におこたえをいたしたい、こういうこととで、毎年御案内の通り予算の増額並びにこれに伴います人員の増を要求いたしておたのでございますが、いろいろな点から今日まで思うようにはいかなかったことは、まことに申しわけないことと存じておるのであります。本年は幸いにいたしましてわずかでございまして、今日まで各方面に御不便をかけたおりました審査の促進をはかることにおのり役立つのではないかと思つておるのであります。なおただいまお話がございました参議院での御要求に對しましては、審査の促進であるとか、あるいは人材を登用するとか、あるいは執務能率を改善するとかという点につきましては、御趣旨を体しまして、今後十分御趣旨に沿うような方向に持っていくたいと考えております。それから、どうぞ一つ御了承を願いたいと思

うのであります。

なお自余の点につきましては事務当局より答弁をいたさせます。

○井上政府委員 御質問に對しましては中川政務次官よりお答え申し上げた通りでございます。われわれとしましては、この附帯決議の趣旨に沿ひまして、今後万全の努力を尽して参りたいと考へておる次第でございます。本年度の予算との関連において審査、審判の促進という方向がどういふふうにより具体化されておるかという点につきましては申し上げたいと存じますが、審査、審判の迅速化ということにつきましてはいろいろの方法があるわけでございますが、何と申しましても第一に人員の増加でございます。政務次官から先ほど申されました通り、三十四年度におきましては二十名の増員が予定されておるわけでございますけれども、われわれとしましてはこれでも十分とは考へていないのでございまして、今般の法律改正によりまして、特許料、登録料、出願手数料等の改正というものが行われることになりまして、これを是るかに上回る収入になりますので、そういう特許庁の歳入歳入の状況等にもかんがひまして、今後特許行政能力の強化のために人的物的両方面につきましても整備充実を期して参りたいと考へるわけでございます。従来的人员増加の状況は、三十一年度におきまして八十名、三十二年度におきまして百名を見たのでございますが、三十三年度には十二名、そして三十四年度は先刻申しました通り二十名でございますが、われわれとしましては今後の審査、審判の促進計画というものを現在作りまして、今後数カ年間の計画をもつて、逐次増員によりまして、現在停滯しております未済案件の解消と同時に、審査、審判期間の短縮に十分な努力をいたして参りたいと考へております。

○中井(一)委員 ただいまの政務次官並びに長官の御説明では、私も国民の心からの事務の革新進歩を希望するところが満たされず、まことに遺憾に思ふのであります。この点につきましては、幸い参議院におきまして、特許庁、通産省を擁護する有力な附帯決議をされたのでありますから、これによりまして年来の問題解決のために努力されんことを切望しておきます。

なおこの機会に資料を要求いたします。現に係属中の事件、提出されてから解決に至らざるものは何件ほどあつて、しかもその一番長いものは何年くらいにわたつておるか、こういうものについての統計を急いでお出しただきたい。これは特許関係だけではなく、その他関連法案に関するものを、できるだけ詳細に御提出をいたしたい。

次にお伺いいたしますことは、官庁の事務が滞りなく時のよろしきを得て進むことが、必要であることは言うまでもありませんが、その事務のとり方について公正を疑われるようなことがあつては、その根本がだめになる。そこで特許登録等の問題は、それぞれ当事者にきわめて深刻な利害関係のあるものでありますから、特許庁における事務取扱の根本精神は、あくまでも公正でなければならぬと思ふのであります。しかるにときどき不正が行われるといううな話の耳に入ります。これは、まことに特許庁の威信のために遺憾なことでありまして、長官といたしまして、その部下に対する平素の指導、監督についていかなる心持、またいかなる方策を講じられてゐるか、承わりたいのであります。

○井上政府委員 第一に、先ほど資料提出の御要求の問題に関連しまして一言申し上げておきたいと存じます。三十三年について申しますれば、出願件数は、特許、実用新案、意匠、商標を通じて十七万四千件でございます。したが、年間処理の件数は、特許、実用新案、意匠、商標を通じて十四万一千件でございます。結局年末におきまふ未処理件数と申しますものは二十五万七千件くらいでございます。どれくらい期間を要しておるかという点につきましては、特許、実用新案等につきましては、電気、機械、化学その他各部門別によつて事情が非常に違つてございまして、特許、実用新案は約二年四月、意匠が約一年、商標が約十カ月、そういう状況になつてゐるわけでございます。

それから第二の点につきましては、特許庁の審査、審判については常に公正を旨とする必要があるという、この点について長官としてどういふふうな部下を奨励、監督しておるかという点については、私どもとしては、国民に対する特許、実用新案、意匠、商標という重要な重要な権利の得喪變更に関する仕事でございますので、きわめて影響するところが大きいということにかんがひまして、常に部下に對しましては、公正、正確、慎重であると同時に、できるだけ迅速にという、公正と

迅速という両方の要請に極力沿うように奮勵もし、指導もいたして参つておるつもりでございます。われわれといたしましては、将来ももちろんそういう方針でもって十分審査、審判の關係官に対する指導監督に遺憾なきを期して参りたいと思つておりますが、そういうことによりまして、御趣旨に十分沿ひ得るつもりであります。

○中井(一)委員 次にお伺ひいたしましたことは、今回御提出の法案のうち、特許法等の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案、その第四条によりまして、独禁法の第百条を削除せられることになったのであります。この第百条は申すまでもなく、裁判所による特許、実施権の取り消し及び政府との特許契約の禁止の宣告等、独禁法違反者に対する嚴重なる処分を定めておるものであります。これを削除するということになりますと、どういふ結果が起るか。ここに問題が生ずるのは当然であります。独禁法はその本質上、いわゆる独占等に関する行き過ぎを禁止するが本旨であります。特許法は独占権を國家において認め保護するといふのが精神でございます。従つてこの兩法律の間に、觀念上またその立場上、當然一種の相剋のあることはやむを得ないことなんであります。今回御提出の特許法の改正に關連して、ただいま申し上げた關係法令の整理に關する法律案において、独禁法がその違反者に対してなし得る制裁を規定した条文を削除せられることになったのであります。この問題に關する内容的な質疑は、あらためて機会を得ていたしたいと思つたので、今日はその底に横たわるところの問題についてのみ、政府の所見をたださんとする次第であります。なぜと申しますに、この百条の削除ということが世間の問題となり、ことに消費者団体の連合会等の取り上ぐるところとなりまして、これは全く大企業者擁護その独占を寛容にするために、百条が削除されることになったのである。すなわち、これは特許権の乱用、濫用について抗議する法的根拠を失わせるものである。またこの第百条は独禁法中の一条文であるからこれを削除せんとするならば、独禁法自体を改正して、これをなすべきである。独禁法に手を触れずして、独禁法にあらざる特許法の改正においてこれをなすといふことはおかしい。ことに聞き捨てになりませんことは、通産省の大官は実業界至るところに入つておられて、重要な地位にある。従つてこれらの影響よりして大企業者擁護のためにかような改正をするのである。かような話の起りつつありますことは、きわめて残念なことでありまして、通産省ことに特許庁といたしましては、四十年来いまだかつて大改正のされたことのないこの特許法を、現在の日本にふさわしい特許法にあらためて作り直す意味をもつて、劃期的な大改正をなされんとするに當り、かような不潔なうわさ話のあることは、通産省のために、特許庁のために、はなはだ遺憾に思ふのであります。しかしすでにかような攻撃的な意見が行われる以上は、通産省ことに特許庁は正々堂々とそのしからざるゆえんを明らかにせられるべきであると思つたのであります。この点につき、まず御所見を承りたいと思ひます。

○井上政府委員 今般の特許法等の施行に伴う關係法令の整理に関する法律第四條におきまして、獨禁法百條の削除を規定してゐる理由についての御質問でございます。この点につきましては、從來特許権の取り消しという制度が現行法中にはございまして、第四十條の規定におきまして、特許権の取消あるいは制限、取り消しという事項が規定されてゐたのでございまして、今回の法律改正の場合に、われわれが慎重研究しました結果、特許権と一般第三者の利益との調整という観点から申しまして、特許権を取り消す、抹殺するといふ必要はない、むしろ特許権についてのその内容について強制実施を命ずるというところで必要にして十分である、かような結論に達したので、特許権に關しましての取り消しという制度は廃止したわけでございまして、從來の獨禁法の百條におきましては、中井委員が御指摘の通り、これは第八十九條あるいは第九十條という罰則に關する規定の場合において、裁判所は、情狀により、刑の言渡と同時に、左に掲げる宣告をするこゝとができる。そうしまして、「この特許権の特許又は特許発明の実施権は取り消されるべき旨」といふのが入つてゐるわけでございまして、この宣告がございまして、裁判所は、この判決が確定しますと、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送付をいたしまして、そうして特許庁長官はその謄本の送付があつたときには、その特許権の特許または特許発明の実施権を取り消すという処分をいたすわけでございまして、今申しましたような理由で、むしろ特許権と一般利益との調整の方法として、特許権の強制実施でもつてその必

要を満たしていくという理由で取り消しという制度を特許法上廃止することになりましたので、この源から、すなわち特許法においての特許の取り消しを前提としてこの獨禁法百條の規定が設けられてゐるわけでございまして、で、特許法中の制度の廃止によりましてこの特許権に關する取り消しということの規定しました第百條の規定を、ここに同時に廃止することがむしろ適當である、かような考えでございまして、これがこの第百條の廃止に關しましてのおもなる理由でございまして、なおしさいに、ついでに申しますと、この百條という規定にはいろいろ不備な点がございまして、たとえば獨禁法第二十三條におきましては「この法律の規定は特許法、実用新案法または意匠法、商標法の權利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」といふふうに、工業所有權につきましては実用新案法、意匠法、商標法といふものも同様に扱つてゐるわけでありまして、百條におきましては特許権のみについて規定をし、実用新案、意匠、商標については何ら觸れるところがないといふところの理由も必ずしも明らかでないわけでございまして、もう一つは、ここに「実施権の取消」といふことがございまして、從來の実施権といふ法律の性質は、これは債權でございまして、債權の取り消しといふことは法律的に全くこれは意味がない、おかしいと言わざるを得ないわけでございまして、というふうなふうに、この百條にはいろいろ疑義もあるわけでございます。そして大きな理由としましては、先刻申しました特許法中における制度の廃止によりまして、こ

れを必然的に引つ張つて参つておる百條の方では、特許の取り消しという制度が特許法上なくなりました關係で、獨禁法の本規定を同時に廃止することが、これがむしろ適當である、かように考えたわけでございまして、なおついでに、恐縮でございまして、先刻御発言中の、通産省の出身者で民間に云々という御指摘がございましてしたのは、おそらく今日の毎日新聞の記事ではないかと存じますが、これは特許庁關係者について調査しました結果、全くこれは事實無根の報道でございまして、ぜひ御放念を願ひたいと思ひます。

○中井(一)委員 百條についてのただいまの御説明によりまして、特許権を取り消すといふことよりも、むしろ特許を実施せしめることの方が、この獨禁法制裁の趣旨にも合ひ、特許法の精神にも合ひ、こういうふうな仰せになつたのですが、それならば今度の改正特許法におきまして、さような場合に特許権者にこれを實行実施すること強制するといふような規定があるのをごさいますか。

○井上政府委員 新特許法の第九十三條の規定がこの該當規定でございまして、第九十三條に「特許発明の実施が公共の利益のため特に必要であるときは、その特許発明の特許をしようとする者は、通商産業大臣の許可を受け、特許権者又は専用実施権者に対して、特許権者の許諾について協議を求め、通常実施権の許諾について協議を求め、このことができる。」第二項として「前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、その特許発明の実施をしようとする者は、通商産業大臣の裁定を請求することができ

る。第三項とし、第八十四条、第八十五条第一項、八十六条ないし第九十一条の規定を準用しておるわけでございますが、第八十四条の規定は、裁定の場合におきまます関係当事者の答弁書の提出。八十五条は、特許発明実施審議会の意見を聴取してから裁定しなければならぬ、そういう規定でございます。それから八十六条が裁定の方式、八十七条が裁定の謄本の送達、八十八条が対価の供託、八十九条及び第九十条、九十一条は裁定の失効または取り消しに関する規定でございます。この第九十三条の規定によりまして公共の利益のための通常実施権の設定の裁定の制度を新たに設けた次第であります。

○中井(一)委員 第九十三条によりますと、お話の通り「特許発明の実施が公共の利益のため特に必要である」ということが書いてあります。この考え方と、すなわち九十三条を必要とするところの理由と、独禁法第百条によつて定むるところの制裁のもとになった違反行為をしたものに対する制裁のいき方との間には、全然觀念が違つておるし、関係もないことだと思われるのであります。この第百条を削除する理由として特許法の第九十三条をもつてその理由の説明を満すに足りると思われ、この問題については各条文にわたつての詳細な問題に入りまますから、本日はただ納得がいかない。特許庁長官におかれましてはさらにこの説明の方法につき再考をされる必要があるということをお願いして、次の問題に移ります。

特許庁の係官及びその執務のいき方が公正であるということが、特許庁事務のすべての根本であるということに申し上げるまでもないところであります。これに関連いたしまして、昨年暮れから本年の春にかけて神戸市のゴム業界に遺憾な問題が起つております。このことはすでに長官もよく御承知のことではあります。これまでこの業界から特許庁に對しては一種の深き疑惑を持っておるのでありますから、この機会に特許庁の所見と態度とを明らかにしていただきたいのであります。すなわち事柄は、ゴムくつの底のデザインの意匠登録に関するものであります。大阪の大貿易商社である田附商店のリップル・ソール、くつ底の意匠権の横奪問題としてゴム業界にやかましい問題を投げた事件なのであります。元来このリップル・ソール(波型模様のゴム製くつ底)は、アメリカのメーカーであるウェアー・ハイドが一九五七年にアメリカにおいて特許をとつておる一つの意匠であります。この意匠に類似して、昨年の夏以来、日本のゴム工業の中心地でありまます神戸その他で製品を製造して、莫大なる数量、金額のものをアメリカに輸出して、ようやくその不況を切り抜けることができたことがあったのであります。そうしてすでに昨年の夏、神戸の産業会館におけるゴム製品の展示会がございました際にも、この意匠に基くところの製品が、多数の製造業者から展示され、まさに公知公用の事情にあるのであります。しかるにその後に至りまして、大阪の田附という大貿易業者がこの意匠登録を特許庁に出願をいたし、本年一月中旬には未だ登録も完了しないのに、

関係業者に対し内容証明郵便または公告によつて、その意匠を使用すれば権利侵害となるから注意せよと嚴重な申し入れをしたのであります。驚いたのは以前よりその意匠を使つてどんだん製品を外国に売つておるところの業者で、本年の一月二十四日には兵庫県ゴム製品協同組合理事長豊崎一正氏等多数の業界代表者が大挙上京して、特許庁で長官を初めその他の係官に面会し、田附の出願は乱暴千万だ、許されるならば、先使用者であるわれわれこそ権利者であるべきである。それにもかかわらず貿易業者の立場でありながら、その意匠登録の権利を自分の一人占めにして、多数の業者の権利利益を横奪せんとするけしからぬ、もしさうなことが行われるならば、われわれ多数工場主並びに従業員一万にも上るものが大へんな迷惑をする、しかもいまだ登録もされてないのに、田附から関係業者に対して警告を發した、更にけしからぬ行動であるから何とか制止してもらいたいと、長官初め係官に訴へたはずであります。かような事実がありましたかいなや、承わりたいのであります。

○井上政府委員 ゴムくつの裏底の意匠に關しまして、たゞいま御指摘のような問題があったことは承知しております。私自身神戸の関係業者とも何回かにわたつて面会いたしたわけでございます。が、この問題につきましては、これは意匠権の登録出願の問題でございます。申すまでもなく、先願主義によりまして、特許庁としては厳正公平に審査をいたしておるわけでございます。審査の場合には、特許庁として持っています範圍内におきまし

てのいわゆる公知使用と申しますか、そういうような特許庁として有する限りの文獻資料はたんにねに調査をするわけではございまして、そうして公知公用でないという結論、言いかえれば新規性の意匠であるという判断に達した場合には、審査官がこれに登録の査定をいたすわけではございますが、たゞいま御指摘の大阪の業者の登録出願につきましては、特許庁におきまして、米国の関係の雑誌等をもろろこれをよく調査しまして判断を加えたのでございまして、意匠の新規性の判断の場合に常に問題になりますのは、むずかしい点は類似かいかいというところでございます。本件の場合には意匠課の關係審査官協議の上、これは類似ではない、言いかえれば新規性がある、かように判断をして登録の査定をいたしたわけではございます。特許庁としまして登録の査定を行いました後になつて、神戸の關係業者からの陳情がございまして、これはすでに神戸地区においては公知または公用のデザインであるというふうなお話があったわけではございますので、私どもとしては、特許庁が有する限りの資料は調査したわけではございますけれども、神戸地区においてこれがすでに公知であったというところまではこれを把握することができなかったわけではございます。神戸の關係業者が對しては、もしあなた方がおっしゃるやうに、すでにこれが神戸地区でその大阪の業者の出願以前に公知であったというところであるならば、その公知であったという証拠を出していただきたい、そうすることによつて、その設定された権利について、無効審判でこれを争

う道が残されているわけであるということも説明をいたしたわけではございますが、そういうような点につきましては、神戸關係業者の代表団のうち一部の人はわれわれの言い分をよく了解されましたが、一部の人は納得しないまま帰られたやうであります。その後いろいろな方面に對して陳情の手を伸ばされていたやうではございますが、結局この点につきましては、問題が非常に紛糾し、かつ対米輸出にも關係する問題でございますので、ちやうどたゞいまから一カ月前になりましたが、私の方の主管部長であります審査第一部長のもとに、神戸の關係業者と大阪の業者の両当事者を呼びまして、よく話し合ひをいたしたわけではございます。結局話し合ひの結果、先願順によつて特許庁としてはもちろん審査を行なつていく、そして審査の結果、特許庁が査定をした登録査定によつて権利を与えた分については、もし無効の原因がそこにあるということが考えられる場合には、その証拠を出して、無効審判でこれを争うという方法を講ぜられるのがよろしかろう、それからもしその出願以前に善意で、公知でなくとも同じデザインを使つておる事実がございすれば、これはいよいよ先使用権としまして法定実施権がそこにあるわけではございますので、これは権利者のそのデザインを法定実施権によつて使用を続けることができるわけではございます。結局問題は、神戸地区における該デザインというものがいつから公知、公用になつてゐるか、あるいは出願前に善意にそれがすでに用いられていたかどうかという事実の判断の問題に帰するわけではございますが、先刻申しましたや

うに、関係両当事者に特許庁にお集まりをお願いしまして、十分懇談しました結果、今後権利者といえども、必ずしもこの権利を理由としてはっきりした根拠もなく権利侵害として訴えたり、警告を発するとかいうようなことはやらない、お互いに業界全体で協調して、お互いの権利を尊重しながら、そしてまた違ったデザインについては正当な権利を得ることによって、対米輸出について十分な共同歩調をもって円滑に輸出の増進に邁進したいというような話し合いの結論に到達した次第でございます。その全体を通じて、特許庁に公正でない不公正な事実というのは全くなかったわけでございまして、この点につきましては、十分御信頼をお願いいたしております。

○中井(一)委員 たいだいまの御説明によりまして、この意匠に関する審査は、その審査をなす資料を特許庁の手元にあるもののみによつてなした、しかし、神戸における状態はその資料としかかったというお話であります。私は、これは驚くべき審査のやり方ではないかと思う。わが国におけるゴムぐつの製造、従つてまた、これに関する意匠というものは、まさに神戸の業界がその中心であることはだれも知らぬものはございせん。そうして問題は、そのゴムぐつの意匠の審査に関するものである。それならば、ほかのことはさておき、まずもって神戸におけるこれらの業界の状態をお取調べになるのが当然だと信ずるのであります。ここに初めて公知公用か、それとも外国の模倣であるかの判断もつくはずであります。それにこの大切な第一義を怠り、特許庁内にある資料のみによつて

やるということとは、いかにも納得がでないものでありまして、こういうようなやり方では、それは単にこのゴムぐつの問題だけではない、日本全体の意匠、進んでは特許に関する審査の上においても、特許庁としてははた欠くところがあるのではないかと、疑いを抱かれてもやむを得ぬと思うのであります。この問題につき、何ゆえそのセンターである神戸の業界の実情をまず御審査にならなかったものでありますか。

○井上政府委員 特許庁として、審査の過程においてどこそこそういう公知、公用というものがあつて、わかりました場合には、関係官が出張し、あるいは資料をこちらから要求しまして、そういうものはもちろん集めておきますが、本件の場合におきましては、特許庁における審査の結果、登録査定後におきまして、そういう事実を神戸の関係業者からの陳情によつてわれわれとしては承知したわけであります。

それからもう一つは、もちろん審査の段階におきましては、これは関係業者者に対して、こういうデザインは公知であるかというように、外部に一々これを示すわけにはもちろん参らないわけでありまして、申すまでもなく、審査の段階におきましては、特許庁の有する限りの資料を使いまして、できるだけ公正公平に、かつ緻密にこれを行うわけでありまして、繰り返してできるだけ広い範囲から収集することに常に努力はいたしておるわけでございまして、もし特許庁にございませぬ資料で、神戸地区において該当

のようなデザイン、意匠の審査上必要な資料がそこにあるということが、審査の段階におきましてわかつた場合には、われわれとしましては極力手を尽くしてその資料を収集するということは当然行なつておるわけでございまして。

○中井(一)委員 ゴムぐつの問題は私は実はしろうとです。それでもなお昨年の夏、神戸で展示会があつたときにその係員から、こういうようなくつ底ができて、アメリカへどんな神戸のくつが出るというのを説明せられ、うれしいことだと感心したのであります。そのしろうとの私さへこのリップル・ソールの事柄は知つておるのである。しかるに、特許庁がゴムぐつというきわめて特殊な製造者、関係範囲の狭いものについて審査をなさるのに、こんなはつきりした公知、公用の事実が製造のセンターにあることを知らずにおられるというやうなことで、はなはだ心もとないと思うのであります。たれが考えても、またいかなる場合においてもちよつとやそつとでは、わからぬという問題ならば、それは特許庁内の資料不足がために許すべからざるものを許したという誤まりはあつてもやむを得ぬと思われまうが、かようなきわめて明白であり、しかもこれを許すならば、わが国のゴムぐつの輸出にどんな関係があるかということとは直ちに想像ができる、それにかかわらず、肝心のセンターの取調べをいたさずして、手元のみのきわめて少い資料によつて判断決定せられたなどというものは、私は特許庁の威信と名譽のためにほんとうに惜しむものであります。ただいまの御説明を聞けば聞くほど、日本の特許庁というものを何と

かもつと充実、強化して、その審査に權威あらしめるような方途を講じなければならぬことを痛感する次第であります。もとより審査の結果に至るまでは、その審査は秘密を要すべきことは当然であります。秘密を要するがゆゑにこそ、特許庁としてはその取り調べに慎重を期さなければならぬ。慎重だけではなく万全を期さねばならぬ。それをみずからの審査資料の範囲きわめて狭く、万全を期してないことのたに起つたこの問題を当然の帰結のごとくお考えになつておるところに、私は特許庁に対してはなはだ遺憾に存するのであります。

そこで具体的問題に入りますが、本年一月十四日に業者は上京をして長官並びに係官に會つて、田附の申請は乱暴だ、すでに公知公用のものだから許してもらつてはならぬということを申し上げたのでありますが、このとき長官は、話を聞けばもつともだからその審査については最善の考慮を重ねようと言われたということが報告をされておるのであります。しかればそのとき田附の申請の登録は制止せらるべきであつたと思ふのでありますが、なぜこれを押えることができなかったのか、ありましようか、御説明をいただきたい。

○井上政府委員 神戸の関係業者の代表に會ひましたのは土曜日の午後でございまして、それで私はいろいろ話を聞いたのでありますが、もちろんこういう問題は一方の当事者だけの言い分を判断するわけに参りません。もしそういうふうなこの問題の出願以前におきまして、神戸地区においてそれが公知公用であつたというならば、その同

じデザインのものがすでに公知公用であつたという証を出していただきたい、そしてもしその証があつたならば無効審判請求という道もある、ちやうど土曜日でございましたので、登録の担当部局はもう退庁後でございました。この関係について月曜日までに事態の進行状況を調査することを約したのでありますが、月曜日になりましたのであります。調査した結果、登録査定を受けました大阪の業者の方から、もうすでに登録料の納付があつたわけでありまして、ですから登録料の納付がありまして以上、その権利設定を取りやめるといふわけには登録令上参りませんので、われわれとしましては事態の進行がそこまで来ている以上は、これは一応権利を設定するほかはない、それで繰り返して、もしこの意匠登録に無効の原因があるということ

を神戸の関係業者においておっしゃる場合には、その関係の資料を固めて、そして無効審判請求という方法を講じてもらいたいというのを重ねて申し上げたわけでございまして。

○中井(一)委員 二十四日の陳情または抗議と申しますか、そのことがあつた後直ちに、あなたの部下の審査部長がわざわざ大阪まで行つておられる。何のために大阪まで行かれたのか、大阪まで行く以上は何ゆゑに神戸まで足を伸ばさなかつたのか、登録料金を納める納めない、そういう問題の前に、業者の抗議のありし直後東京を出発しておられる。大阪まで行くならば一時間で行ける神戸へなぜ行つてこれを調べてくる親切をなさらないのか。私は、その審査部長が大阪に行かれたのは、何か田附との間に特別の関

係があつて、急いでその登録をするよう打合せのためであるなどとうわさされておることを、特許庁のために残念に思いますから、その点を特に明らかにせられんことを希望いたします。

○井上政府委員 担当の審査第一部長が大坂へ参りましたのは全く別の用件でございます。それは去年日本生産性本部から派遣になりました商標管理専門調査団の一員として審査第一部長が渡米いたしましたわけでありまして、その商標管理専門調査団の報告会が、たまたま大坂で行われたわけでございます。そして、団長以下調査団全員大坂で報告会を行なつたというその機会に出席するだけの目的を持って、審査第一部長は大坂に出張いたしましたのでございまして、本件の意匠登録出願には全く関係のない、またその大坂の出願人と會つた事実は全然ないわけでございます。その点はまたまた不幸にしてそういう時期にちょうどぶつかったという結果、関係の神戸の業者の方が、あるいは疑惑の目をもつて見たということがあつたようでございましてけれども、それは私としましてまことに遺憾に存するのであります。その大坂出張の理由及び事情は右に申し上げた通りでございます。

○中井(一)委員 そういう事情であれば、私は初めにも申し上げたように、少くとも一業者の問題でない、神戸だけでなく関係者一人に及ぶところの問題である。これはまた田附と神戸のゴム製造業者との間の抗争にとどまらぬ。わが国貿易上の問題として場合にやればアメリカから日本に対して抗議が来るおそれのある問題であります。そうであるのに、大坂まで行くついでが

ありながら、なぜ神戸まで行って実状を調査する親切がなかったか。これは親切の問題ではない。特許庁の当然の職責である。それをなされざりしことをはなはだ残念に思う。繰り返して申し上げます。この審査は特許庁内にあります。資料だけでしたし、神戸の実状は調査をしなかつた。問題の中心地神戸は大坂から一時間の行程以内にある。担当の審査部長を大坂へ出張を命じておきながら神戸の調査を命ずることはなさなかつた。それではその前日わざわざ上京して急訴した業者に対して、長官としてあまりにも不親切ではないか、私は長官の職責上はなはだ遺憾に思うのであります。この点につき重ねて御所見を承わりたいのであります。

○井上政府委員 審査第一部長は意匠に関する業務も担当いたしました。おわけでございますけれども、これ以外に出願及び登録、商標分類審査というふうにお部長でございます。大坂へ出張しました理由は、先ほど申し上げましたように、商標管理専門調査団の一員として報告会に出席するというものでございまして、それでなお東京の方にいろいろ緊急の要件もありましたもので、すから、大坂滞在はきわめて短かい時間で、すぐこちらに引き返して来るといふような状況でございました。神戸地区の状況調査をしなかつたという点についての長官の配慮が十分ではないかという御指摘でございますけれども、この点につきましては、私どももいたしました。長官室で神戸関係業者と再三懇談いたしました。公知、公用等に関しましての資料の提出を求め

たわけでございますけれども、関係業者におきましては、当然その資料の収集を願つて、われわれ特許庁の方に御連絡がくるものと期待しておつたわけでございます。なお大坂へ行つたついでに神戸というところも、四回事情が許しますならば、あるいはその方がよかつたかと存じますが大坂出張の商標管理専門調査団の報告会の日程というものは、本問題がこういふふうな具体化するずっと以前からきめられておつた予定でございましたので、関係の部長としましては、団の一員として、前もってきめられた予定通りの行動により東京へすぐ引き返して参つたような次第でございます。

○中井(一)委員 そこで先ほど承るると、一カ月は前に関係業者を呼んで懇談をせしめ、話がついたという趣旨の結果になつたのでございまして、どういふ結果になったのでございまして、またこの問題はすでに無効審判の訴えも起つておると聞くのでありますが、あるいは将来対外的な問題も起るおそれがあると思われまして、私は日本製品の信用のためにこれをおそれるのであります。この問題解決のため長官はいかに善処せられんとするか、この際承わつておきたい。

○井上政府委員 特許庁としましては、出願の案件につきまして公正にかつ迅速に審査審判を行うというのが本務でございます。この点については、本務の場合のように、関係両当事者を呼んで事実上の懸念をやるといふことは、全く異例の方法でございますが、なおそういう異例のことはあえてやりましたゆえんは、対米輸出貿易上影響があつてはまずいという考慮で、わざわざ関係当事者に上京を願つて、特許庁が中心となつて懇談の機会を持った次第でございます。その懇談の結果一応話がついたと申しますのは、神戸業者の方からももちろん意匠の出願が出てゐるわけでございます。大坂の業者の方からも出てゐる。そういう関係業者からいろいろ出ておる出願につきましては、先願の順序に従つて特許庁としては公正な審査を継続する。そして継続した結果、登録査定になつて、権利になるという場合には、公知資料といふものは、これをできるだけ特許庁に提供し、御協力を願いたいといふことも申しあげたわけでございます。そして権利設定になりましたものについて、なおまだ無効の原因があるというふうな懸念がもしございします場合には、関係業者の方から、当然これに対して無効審判請求を行うことが出来るわけでございますけれども、問題は、権利の設定に関して無効審判で争うといふことよりは、当面の輸出貿易上悪影響がないように、何とかこれを取り計らうていくことが必要であらうと考へましたので、大坂の業者から神戸地区の関係業者に発しました警告というふうなものでなく、また権利侵害としての訴えを提起するというようなことでなく、お互いの権利は権利として尊重しつつ、そしてまた無償または有償で、この権利の内容としましてのデザインを、関係業者が一括にできるだけ使うことによつて、輸出貿易上悪影響がないように、むしろ輸出貿易が有利に展開するようにという方向に、

いろいろ懇談の結果、関係業者は全部了承して帰られたわけでございます。○中井(一)委員 私の質問は本日はこの程度で打ち切り、あらためて機会を見ていたしたいと思います。ただ、せっかく政務次官がおいででありまして、この機会に申し上げますが、政務次官は最も民衆の心を心とせられるお方でありまして、ただいまお聞きのような事情で、私はなるべく穏やかに申してはおりますけれども、業者間の憤激は容易ならぬものがあるのであります。一言にして言へば、田附は大坂における大貿易業者であり、彼らの動くところ官庁はそれに従うに反し、われら微力な中小商工業者は、相手にされない、実に残念だといふところにこの問題の重要性があると思つております。願わくは、通産省、特許庁の執務に對し、さらに一そう慎重にして周到なる監督指導を続けられんことを希望いたします。

○中川(俊)政府委員 先ほど中井さんと長官の問答を拝聴いたしました。私が感じましたことは、中井さんが御指摘のような点も私の耳にしばしば入るのであります。そういう点につきましては、大臣が就任されましたときに、大臣からもよく私にそのお話がございまして、そういうような点は十分に善処して、そういう世間の誤解を解消するように持つていかねばならぬから、協力をしてくれというお話でございまして、私もはなはだ微力ではございますが、そういう点につきましては細心の注意を払つてきたわけでございます。先ほど、せっかく大坂まで来たのになぜ神戸に寄らないのか、これも私どもの感情からいたしま

すと、中井さんのおっしゃる通り、せつかくそういうようなトラブルが起つておる問題であるから、大阪まで行つたら、自分が神戸に行くことができなれば、せめて神戸の關係業者に連絡をして、実はこういう用事で大阪へ来ておるのだが、大阪まで出てこないかという親切があつてほしいと思ふのでございます。しかしまた一方考えますと、長官がお答えを申し上げました通り、役所の出張というものは時間的にまたいろいろな点においてきわめて制約をされておりますので、ただその目的さえ達せば、そういう問題がごく近くにあつても、それを放擲して帰るということが、私は今日の役所のやり方ではないかと思つておるのであります。しかしこれは決していいとは思いません。ことにこういう問題を生じておるさなかでありますから、中井委員の御指摘のように十分に連絡を密にして、そして御心配になつておりますような疑義がもしあるとするならば、その疑義を少くとも解消するよう

に持つていくのが当然役所のやり方ではないかと思ふのであります。また一面翻つて考えますと、役所の仕事は私どもから見ますときわめて機械的でございます。もう少し配慮してもらいたいという点もあるのではありませんけれども、特許庁は御案内の通り非常に人員にも不足をいたしておりまして、収入が多いのだからもう少し人を増して、そういう問題に対してしてできるだけ迅速に審査を進める、また結論も出さなければならぬといふことは十分わかつておるのであります。いろいろな關係上なかなかこれが思ふようにいかない、こういう点

で御迷惑をかけておる点が多々あると存じます。これらの点につきましては逐次改善をはかつていきたいと思ひますから、御了承を願ひたいと思ふのであります。

なお先ほど来中井さんの御指摘になりました中に、大企業であるからこれには味方をする、中小企業に対しては冷淡であるというようなおしかりの言葉があつたようでございますが、もしそういうような点があるといひますならば、これは断じて許容しておくわけに参りませんので、私どもといたしましても大臣と相談をいたしまして、十分に善処したいと考えておりますから、もしそういう点がございますたら、一つ御指摘を願ひたいと思ひます。そういう点につきましては十分注意をいたしまして、中井さんの御指摘になつたことのないように今後善処していきたいと思ひますから、何かと御指導御協力を願ひたいと思ふのであります。

いろいろな点につきまして申し足らない点がございますが、私はここで中井さんのいろいろな御忠告の点は十分拝聴いたしました、御意思のある点につきましては、今後できるだけ善処していくということをお約束申し上げます。次第であります。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。次会は来る三月二十四日火曜日午前十時より開会いたします。午後零時四分散会

号)に関する報告書
(別冊附録に掲載)

商工委員會議録第十五号中正誤

ペジ段 行 誤

一三 山 山 村 正
君 君 庄 野
紹 紹 之 和
介 介 助 太
介 介 介 郎

昭和三十四年三月二十六日印刷

昭和三十四年三月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局